

あきる野市交通事業者臨時補助金



長引くコロナ禍において、燃料価格の高騰により著しい影響を受けている交通事業者を支援するため、市内で乗降可能な停留所を有する乗合バス事業者と、市内に本店、支店又は営業所を有するタクシー事業者に対し、臨時の補助金を交付します。

申請期間

令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火) ※消印有効

対象となる事業者

次のいずれかに該当する者

- ・道路運送法(以下「法」という。)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者として法第4条第1項に規定する許可を受けた者のうち、市内で乗降可能な停留所を有する乗合バスの路線を有するもの。
- ・法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営業者として法第4条第1項に規定する許可を受けた者のうち、個人にあっては住所が、法人にあっては本店、支店又は営業所の所在地が市内にあるもの。

補助金の額

乗合バス事業者 : 対象車両数×35,000円

タクシー事業者

法人 : 対象車両数×30,000円

(対象車両: 市内に配置している車両のうち、基準日において一般乗用旅客自動車運送事業の用に供するもの)

個人 : 30,000円

(福祉運送事業のみを行う事業者を除く)



申請に必要な書類

必要書類	乗合バス事業者	タクシー事業者
あきる野市交通事業者臨時補助金交付申請書	○	○
法第4条第1項の許可を受けたことを証する書類の写し	○	○
基準日における対象車両の数が確認できる書類	○	—
対象車両に係る自動車車検証の写し	—	○
支払金口座振替依頼書	○	○

※別途指定書類の提出等を求める場合があります。

申請方法

申請書類は原則郵送で提出してください。

申請・お問い合わせ先

〒197-0814 あきる野市二宮350番地

あきる野市 企画政策課

電話：042-558-1111（内線2212）

申請書のダウンロードはこちら⇒ <https://www.city.akiruno.tokyo.jp/0000015045.html>